

「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」新旧対照表

改正後（令和4年6月7日Ver. 14）	改正前（令和4年5月13日Ver. 13）
<p>1 基本的な考え方</p> <p>(3) 活動にあたっては、校長は以下の基本的な感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>活動中は、マスクの着用は不要であるが、運動時以外で、身体的距離が確保できない場合、会話をしている場合は、マスクを正しく着用する。</u> ・顧問及び生徒は、密集・密接とならないよう、周囲との<u>身体的距離</u>を保つ。 <p><u><削除></u></p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(3) 活動にあたっては、校長は以下の基本的な感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>顧問及び生徒は、活動中は原則マスクを着用する。</u> ・顧問及び生徒は、密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。 ・<u>顧問及び生徒は、近距離での会話や大声での発声をしない。</u>
<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p>(5) コンタクトスポーツ（柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等）の対人活動については、1週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする。ただし、医師の診断により<u>活動</u>が許可された場合は可とする。</p> <p>(7) 顧問はミーティングを行う際は、生徒にマスクを正しく着用<u>するよう指導し</u>、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避する。</p> <p>(9) 卒業生等の学校訪問者に対して、顧問が責任を持って以下の感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外の居住者が、部活動の練習への参加や生徒に対して指導を行う場合は、<u>PCR検査等（PCR検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。）</u>の受検を勧め、<u>受検した場合は、受検結果を確認する。</u>受検しない場合は、来県・帰県前1週間の検温を含む体調管理を実施していることを確認し記録する。 ・過去1週間以内の流行地（緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域<u>という。以下同じ。</u>）の訪問歴がないこと及び過去1週間以 	<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p>(5) コンタクトスポーツ（柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等）の対人活動については、1週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする。ただし、医師の診断により<u>練習への参加</u>が許可された場合は可とする。</p> <p>(7) 顧問はミーティングを行う際は、生徒にマスクを正しく着用<u>させ</u>、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避する。</p> <p>(9) 卒業生等の学校訪問者に対して、顧問が責任を持って以下の感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外の居住者が、部活動の練習への参加や生徒に対して指導を行う場合は、<u>PCR検査または抗原定性検査</u>の受検を勧め、受検結果を確認する。受検しない場合は、来県・帰県前1週間の検温を含む体調管理を実施していることを確認し記録する。 ・過去1週間以内の流行地（緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域）の訪問歴がないこと及び過去1週間以内に流行地（緊急

<p>内に流行地の訪問歴のある方との接触がないことを確認し記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを正しく着用<u>するよう指導する。</u> ・活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を<u>するよう指導する。</u> ・水分補給のための飲料や汗を拭くためのタオルは、個人で準備する<u>よう指導する。</u> <p>(10) 活動場所に<u>感染防止に係る</u>注意点について掲示を行う。</p> <p>(11) 活動場所が<u>屋内の場合は</u>、定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて、施設全体の十分な換気を行う。また、空気が停滞しないように送風機などで空気の流れを作る。なお、送風機の首振りには空気を滞留させることになるので行わない。</p>	<p>事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域）の訪問歴のある方との接触がないことを確認し記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを正しく着用<u>させる。</u> ・活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を<u>させる。</u> ・水分補給のための飲料や汗を拭くためのタオルは、個人で準備させる。 <p>(10) 活動場所に注意点について掲示を行う。</p> <p>(11) 活動場所は、定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて、施設全体の十分な換気を行う。また、空気が停滞しないように送風機などで空気の流れを作る。なお、送風機の首振りには空気を滞留させることになるので行わない。</p>
<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(8) ハイタッチや<u>ハグ</u>等を行わない。</p> <p>(11) 活動後は、速やかに帰宅する。</p>	<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(8) ハイタッチや<u>抱擁</u>等を行わない。</p> <p>(11) 活動後は、<u>カラオケボックスや大型商業施設等に立ち寄ることなく</u>速やかに帰宅する。</p>
<p>4 マスクの取扱いについて</p> <p>(1) <u>基本的にマスクの着用は不要であるが、運動時以外で、周囲との身体的距離が取れない場合、会話をする場合は、正しく着用する。ただし、他の生徒とコンタクトを伴う活動においてはこの限りではない。なお、準備・片づけ、休憩中は、マスクを正しく着用する。</u></p> <p><u><削除></u></p>	<p>4 マスクの取扱いについて</p> <p>(1) <u>活動中（更衣等の時間を含む。ただし、運動時以外）生徒は、マスクを正しく着用する。活動中外す際には、周囲との間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。ただし、他の生徒とコンタクトを伴う練習においてはこの限りではないが、準備・片づけ、<u>アップ・ダウン</u>、休憩中は、マスクを着用する。</u></p> <p>(2) <u>夏季の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との距離を2m保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先す</u></p>

<p><u>(2)</u> 顧問は、マスクを正しく着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断するが、その際は生徒との間隔をできるだけ2 m (最低1 m) 保つ。</p>	<p><u>(3)</u> 顧問は、マスクを正しく着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断するが、その際は生徒との間隔をできるだけ2 m (最低1 m) 保つ。</p>
<p>5 更衣室及び部室について (7) 更衣室及び部室内では、大声での会話<u>及びマスクを外しての会話</u>はしない。</p>	<p>5 更衣室及び部室について (7) 更衣室及び部室内では、大声での会話はしない。</p>
<p>6 県外への遠征及び県内への受入れについて</p> <p>(1) 県外への遠征 (大会参加、合同練習、合宿、練習試合) 及び県内へ県外校の受入れ (合同練習、合宿、練習試合) については、遠征先及び来県する学校の地域の感染状況を確認し慎重に判断する。実施する場合は、実施計画 (会場への移動手段を含む) 及び感染防止対策を作成し、管理職の許可を得た上で特段の感染防止対策を徹底して実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。なお、<u>流行地への遠征及び流行地</u>からの県内への受入れについては行わない。</p> <p>(2) 県外への遠征 (大会参加、合同練習、合宿、練習試合) <u>にあたり不安がある場合は、事前に無料のPCR検査等を活用する。また、帰県後1週間は、検温を含む体調管理をしっかりと行うとともに、不安がある場合は、無料のPCR検査等を活用する。</u></p> <p>(4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等 (レンタカー、中型自動車含む。<u>以下同じ。</u>) を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、マスクを正しく着用する。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。</p> <p>(5) 借り上げバス及び自家用車等での移</p>	<p>6 県外への遠征及び県内への受入れについて</p> <p>(1) 県外への遠征 (合同練習、合宿、練習試合) 及び県内への受入れ (合同練習、合宿、練習試合) については、遠征先及び来県する学校の地域の感染状況を確認し慎重に判断する。実施する場合は、特段の感染防止対策を徹底した上で実施する。実施後2週間は、検温を含む体調管理をしっかりと行うとともに、<u>無料の検査</u>を活用する。なお、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止<u>等重点措置対象地域への遠征及び対象地域</u>からの県内への受入れについては行わない。</p> <p>(2) 県外への遠征 (大会参加、合同練習、合宿、練習試合) <u>及び県内への受入れ (合同練習、合宿、練習試合) を行う場合は、実施計画 (会場への移動手段を含む) 及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染防止対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。</u></p> <p>(4) 移動において、借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等 (レンタカー、中型自動車含む) を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、マスクを正しく着用する。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。</p> <p>(5) 借り上げバス及び自家用車等 (<u>レンタ</u></p>

<p>動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩時間中はドアを開放して換気する。</p>	<p><u>カー、中型自動車含む</u>での移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩時間中はドアを開放して換気する。</p>
<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(1) 宿舎内においては、<u>食事中及び入浴時</u>以外マスクを正しく着用する。</p> <p>(2) 宿泊を<u>する部屋</u>は、<u>個室が望ましいが</u>、相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において<u>他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど</u>、特段の感染防止対策を徹底する。また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。</p> <p><削除></p> <p>(3) 宿舎での食事は<u>一人盛りでの提供が望ましいが</u>、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。</p> <p><u>以下、番号を繰り上げ</u></p> <p><削除></p> <p>(7) 脱衣室及び浴室の利用にあたっては、<u>換気扇を稼動する等で換気を徹底する。なお、距離をとって利用できる人数に顧問が制限し、ローテーションを決めて分散し、大声での会話をしない。ま</u></p>	<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(1) 宿舎内においては、食事中以外マスクを正しく着用する。</p> <p>(2) 宿泊を行う場合は、<u>原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず</u>相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において特段の感染防止対策を徹底する。また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。</p> <p>(3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避し、感染症防止対策を徹底する。<u>なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒を行う。</u></p> <p>(4) 宿舎での食事は<u>原則一人盛りでの提供とする。ただし</u>大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。</p> <p>(6) 片付けについては、<u>従業員の方の指示に従って、人と人との間隔をとって行う。</u></p> <p>(9) 脱衣室及び浴室の利用は、<u>距離をとって利用できる人数に顧問が制限し、ローテーションを決めて分散して利用を行うこと。また、使用中は大声での会話をしない。</u></p>

<p><u>た、ドライヤー等を共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。</u></p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p> <p><u>(9)</u> 手洗い場で歯みがきを行う際には、うがいの飛沫が蛇口に付着する可能性があるため、蛇口の部分も洗い流すように徹底する。</p>	<p><u>(10) 脱衣室及び浴室を使用中は、換気扇を稼動する等で換気を徹底する。また、ドライヤー等を共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。</u></p> <p><u>(12) 宿舎内がスリッパの場合は、生徒等自身がテープ等で名前を貼り、他人と共用しない。</u></p> <p><u>(13) 手洗い場で歯みがきを行う際には、うがいの飛沫が蛇口に付着する可能性があるため、蛇口の部分も洗い流すように徹底する。</u></p>
---	--